

府中町無料公衆無線 LAN 利用規約

(目的)

第1条 府中町無料公衆無線 LAN 利用規約（以下「本規約」という。）は、府中町（以下「本町」という。）が施設利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 本サービスは、本規約及び本サービスを提供する FREESPOT 協議会が定める「FREESPOT サービス利用規約」に同意した個人（以下「利用者」という。）に対し、公衆無線 LAN 接続環境を提供することにより、インターネットへの接続を可能とするものである。

(サービスの利用)

第3条 本サービスの利用は、利用者に対して認めるものとする。

- 2 利用者は、本サービスの利用に当たり必要な通信機器（無線 LAN（Wi-Fi）機能及び Web ブラウザを搭載したパーソナルコンピュータ、スマートフォン等）を準備するものとする。
- 3 本サービスの利用料金は、無料とする。
- 4 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。
- 5 本サービスの利用者は、他の施設利用者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。
- 6 本サービスの利用可能な時間、回数その他の利用条件については、本町が別に定めるところによる。この場合において、本町は、利用者の承諾を得ることなく、これを変更することができる。

(利用手続)

第4条 利用者は、本規約に同意の上、接続後に表示される Web ブラウザの画面に必要事項を入力して、利用申込みを行うものとする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者のプライバシー、著作権その他の権利若しくは法律上保護すべき利益を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本町若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
 - (3) 第三者をひぼう中傷する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められる行為
 - (6) 前5号に掲げるもののほか、本サービスの運用管理に支障があると認められる行為
- 2 利用者は、前項各号に掲げる行為により本町又は第三者に損害を生じさせたときは、その損害に対するすべての法的責任を負うものとする。この場合において、本町は、一切の責任を負わない。
- 3 本町は、第1項各号に掲げる事項に該当する行為を助長するおそれのあるサイトへの接続を制限することができる。

(利用の停止)

第6条 本町は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができる。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として本町が不適切と判断した場合

(損害賠償責任)

第7条 本町は、利用者が本規約に違反したことにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求できる。

(運用の中止)

第8条 本町は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの運用を中止できる。

- (1) 本サービスのシステム保守及び施設設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの運用を通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害、機器の故障その他のやむを得ない事情がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

2 本町は、本サービスの運用の中止により利用者又は第三者に生じた損害について、理由を問わず、一切の責任を負わない

(免責)

第9条 本町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

2 本町は、本サービスの提供に際して利用者の通信機器等に生じたコンピュータウイルスの感染による被害、データの破損若しくは漏えいその他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、一切の責任を負わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 本町は、利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成、設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、一切の責任を負わない。

5 本町は、本サービスの利用に関連して、利用者と他の利用者又は第三者との間に生じた紛争等については、当該利用者の責任において解決するものとし、一切の責任を負わない。

(本規約の変更等)

第10条 本町は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更し、又は本サービスの全部若しくは一部を廃止することができる。

附 則

この規約は、令和8年8月13日から施行する。